

第65号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の担当事務に特定個人情報保護評価書の第三者点検を加えるとともに、保有特定個人情報の保護に関する措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の項担当事務の欄中「調査審議」の次に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い」を加える。

(芦屋市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「公文書をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第14条の見出しを「（保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において

同じ。) 」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第14条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第3条 芦屋市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第14条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部又は課かに限るものとする。

第17条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人)」を加える。

第18条第1項第1号中「居所」の次に「(法人である法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人)が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)」を加え、同条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人)」を加える。

第19条第1号及び第28条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては，法定代理人又は委任による代理人）」を加える。

第29条第1項第1号中「居所」の次に「（法人である法定代理人（保有特定個人情報にあっては，法定代理人又は委任による代理人）が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては，名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）」を加え，同条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては，法定代理人又は委任による代理人）」を加える。

第34条の見出しを「（保有個人情報の利用停止請求権）」に改め，同条第1項中「本人とする保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え，同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用停止請求権）

第34条の2 何人も，自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは，この条例の定めるところにより，当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し，当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して収集されたものであるとき，第8条第2項の規定に違反して保有されているとき，第14条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき，番号法第20条の規定に違反して収集され，若しくは保管されているとき，又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第14条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は委任による代理人は，本人に代わって前項の規定による利用停止請求をすることができる。

3 利用停止請求は、保有特定個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第35条第1項第1号中「居所」の次に「(法人である法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人)が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「第34条第2項」に改め、「法定代理人であること」の次に「前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の法定代理人又は委任による代理人であること」を加える。

第42条第2項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加え、「訂正」を「又は保有個人情報の訂正」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第4条 芦屋市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第14条の2第1項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第14条の3を第14条の4とし、第14条の2の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の利用の制限)

第14条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利

用してはならない。

第33条中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては，総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて，当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第34条の2第1項中「本人とする保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成27年10月5日
- (3) 第3条の規定 平成28年1月1日
- (4) 第4条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

参 照 1

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市個人情報保護条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の担当事務に特定個人情報保護評価書の第三者点検を加えるとともに、保有特定個人情報の保護に関する措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正（第1条関係）

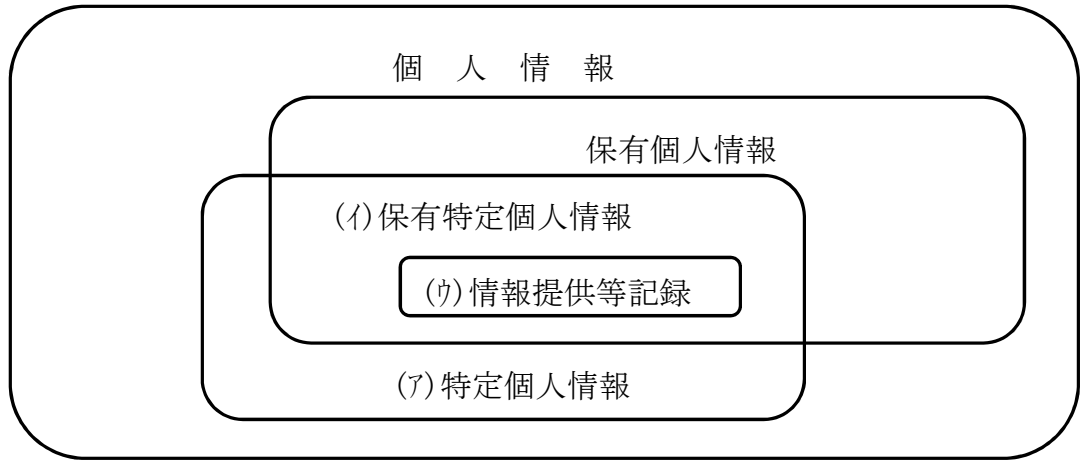
芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の担当事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について意見を述べることを加える。（第2条）

(2) 芦屋市個人情報保護条例の一部改正（第2条から第4条まで関係）

ア 定義の整備（第2条）

- (ア) 「特定個人情報」の定義を個人番号（住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの）をその内容に含む個人情報とする。
- (イ) 「保有特定個人情報」の定義を実施機関の職員が職務上作成し、又は収集した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものとする。
- (ウ) 「情報提供等記録」の定義を情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供等があったときに、当該システムに接続された情報照会者及び情報提供者の使用する電子計算機に記録された特定個人情報とする。

※ 「個人情報」、「保有個人情報」、「(ア)特定個人情報」、「(イ)保有特定個人情報」及び「(ウ)情報提供等記録」の関係



イ 保有特定個人情報に係る規定の整備

	保有特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録	保有個人情報 (保有特定個人情報を除く。)
利用目的以外の目的での利用の制限	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除き、利用してはならない。 (第14条の2)(※2)	利用してはならない。 (第14条の3)(※3)	法令等に基づく場合又は次のいずれかに該当する場合を除き、利用してはならない。 (ア) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (イ) 法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で内部で利用する場合であって、相当な理由のあるとき。 (ウ) 他の実施機関、地方公共団体等に提供する場合で、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することについて、相当な理由のあるとき。 (エ) 出版、報道等により公にされているとき。

			(オ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (カ) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。
提供の制限	番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、提供してはならない。 (第14条の2) (※1)		法令等に基づく場合又は上記(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合を除き、提供してはならない。
開示請求又は訂正請求ができる者	本人、法定代理人又は任意代理人 (第17条及び第28条) (※2)		本人又は法定代理人
利用停止請求ができる者	本人、法定代理人又は任意代理人 (第34条の2) (※2)		
利用停止請求ができる場合	次のいずれかに該当すると思料するとき。 (第34条の2) (※2) (ア) 保有制限に違反しているとき。 (イ) 利用制限に違反しているとき。 (ウ) 収集制限・保管制限に違反しているとき。 (エ) ファイル作成制限に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 (オ) 提供制限に違反しているとき。	利用停止請求はできない。 (第34条の2) (※3)	次のいずれかに該当すると思料するとき。 (ア) 保有制限に違反しているとき。 (イ) 利用制限に違反しているとき。 (ウ) 収集制限に違反しているとき。 (エ) 提供制限に違反しているとき。
他の法令等により開示を受けることができる場合の調整	他の法令等により開示を受けることができるときであっても、条例の規定により開示を受けることができる。(第42条) (※2)		他の法令等の規定により、開示を受けることができるときは、当該法令等の定めるところによる。
訂正を実施した場合の提供先への通知	必要があると認めるときは、提供先に通知する。	総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する。 (第33条) (※3)	必要があると認めるときは、提供先に通知する。

(※1) 平成27年10月5日施行分

(※2) 平成28年1月1日施行分

(※3) 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日施行分

ウ その他所要の規定の整備

3 施行期日

(1) 2(1)の規定 公布の日

(2) 2(2)ア(ア)及び(イ)の規定 平成27年10月5日

(3) 2(2)ア(ウ)の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(4) 2(2)イの規定 平成27年10月5日, 平成28年1月1日又は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

参 照 2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋

(※ 第19条(第7号を除く。), 第20条及び第28条の規定は, 平成27年10月5日施行)

(※ 第19条第7号及び第23条の規定は, 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日施行)

(定義)

第2条 (第1項省略)

(第2項から第4項まで省略)

5 この法律において「個人番号」とは, 第7条第1項又は第2項の規定により, 住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって, 当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(第6項及び第7項省略)

8 この法律において「特定個人情報」とは, 個人番号(個人番号に対応し, 当該個人番号に代わって用いられる番号, 記号その他の符号であって, 住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項, 第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き, 以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは, 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(第10項から第15項まで省略)

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も, 次の各号のいずれかに該当する場合を除き, 特定個人情報の提供をしてはならない。

(1) 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

- (2) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第10号に規定する場合を除く。）。
- (3) 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- (4) 機構が第14条第2項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- (5) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- (6) 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- (7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- (8) 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- (9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (10) 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第5項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第1

項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第9条第3項に規定する書面（所得税法第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

- (11) 第52条第1項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。
- (12) 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査若しくは調査，訴訟手続その他の裁判所における手続，裁判の執行，刑事事件の捜査，租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第53条において「各議院審査等」という。）が行われるとき，その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- (13) 人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合において，本人の同意があり，又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (14) その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第20条 何人も，前条各号のいずれかに該当する場合を除き，特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し，又は保管してはならない。

（情報提供等の記録）

第23条 情報照会者及び情報提供者は，第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは，次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し，当該記録を政令で定め

る期間保存しなければならない。

- (1) 情報照会者及び情報提供者の名称
- (2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- (3) 特定個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- (1) 第30条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- (2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
- (3) 第30条第3項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- (4) 第30条第4項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

(第3項省略)

(特定個人情報保護評価)

第27条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項（第2項から第6項まで省略）

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第28条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

特定個人情報保護評価に関する規則抜粋

（地方公共団体等による評価）

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第27条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第14条第3項の規定により準用する同条第2項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第4条第8号イ若しくはロ又は前条第1項第1号若しくは第2号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第14条第3項の規定により準用する同条第1項の規定による修正前においては、第4条第8号イ若しくはロ又は前条第1項第1号若しくは第2号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第27条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

（第3項省略）

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により

得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(第5項及び第6項省略)

(重要な変更)

第11条 法第27条第1項及び第2項の特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

(記載事項)

第12条 法第27条第1項第7号の特定個人情報保護委員会規則で定める事項は、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因とする。